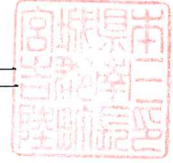


南三陸町告示第37号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年度政令第12号）による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収事務を次のとおり委託した。

令和6年4月10日

南三陸町長 佐藤 仁



1 委託先

- (1) 名称 株式会社エネゲート
- (2) 住所 大阪府大阪市北区大淀北1丁目6番110号

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 委託内容

電気自動車専用充電スタンド利用料金の徴収事務